

■ 4条1項11号

不服 2020-2227

＜本願商標＞

HIGHLAND CACAO

第30類「チョコレート、菓子、パン」

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

High Land

引用商標：

第30類「菓子及びパン」

※書換後の指定商品

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、・・・「HIGHLAND CACAO」の欧文字よりなるところ、その構成文字は、同書、同大で外観上まとまりよく一体的に表されており、構成文字全体から生ずる「ハイランドカカオ」の称呼も格別冗長というべきものでなく、無理なく一連に称呼し得るものである。

また、本願商標の構成中の「HIGHLAND」の文字が「高地、高原、山地」の意味を有し、「CACAO」の文字が「カカオの実」の意味を有する語（いずれも「新英和中辞典」株式会社研究社）であるとしても、それらを組み合わせた本願商標全体の語は、辞書等に掲載のないものであって、特定の語義を有するものとは認められず、本願商標は、一種の造語として、把握、認識されるものとみるのが自然である。

そして、本願商標の上記構成及び称呼からすれば、取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当である。

さらに、本願商標の構成中「HIGHLAND」の文字部分のみが取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「ハイランドカカオ」の一連の称呼のみが生じ、特定の観念は生じないものである。

したがって、本願商標の構成中「HIGHLAND」の文字部分を分離抽出し、「ハイランド」の称呼及び「高地。高原。」の観念をも生じるとし、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

## 弁理士コメント

本願商標「HIGHLAND CACAO」は、その構成及び称呼からすれば、取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当であり、「HIGHLAND」の文字部分のみが取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない。よって、本願商標の構成中「HIGHLAND」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は取消しを免れない、とされました。

本願商標の眼目の指定商品は、「チョコレート」であると見受けられるところ、市場には、原料や成分に「カカオ豆」を使った「カカオチョコレート」というチョコレートが、一般的な商品として存在しています。そして、こういった商品のパッケージの前面には、「CACAO」とか「CACAO ○○%」といった表記をしているものも多く見られます。

たしかに、「カカオ豆」は「CACAO BEANS」というのが正確であるようですが、実際の商品について、上記のような表記がありふれていることを考慮しますと、一般的な消費者が「CACAO」の文字を見た場合、それが「カカオ豆を原材料や成分としたチョコレート」だと理解するのが普通と言えるのではないのでしょうか。

そうすると、本願商標「HIGHLAND CACAO」の「CACAO」の部分は、自他商品識別力がないと考えられ、「HIGHLAND」が要部になると言っても、何もおかしくないように思います。むしろ、そのように考えるのが自然ではないのでしょうか。

しかしながら、審決では、『「HIGHLAND」の文字部分のみが取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない』と言っており、引用商標「High Land」とは非類似と判断されています。

ところで、引用商標「High Land」の商標権者は、モロゾフ株式会社です。当該企業のウェブサイトを見てみますと、取扱商品の一つにチョコレートもあるようです。では、もし、当該企業が、「High Land」という「カカオチョコレート」を販売したいと考えた場合、商標として「High Land CACAO」などと表示したら、本願商標の商標登録から生じた商標権を侵害することになってしまうのでしょうか。

他に表記のしようもないでしょうから、それではあまりに理不尽だと思うのは、当職だけでしょうか。モロゾフ株式会社からすれば、「青天の霹靂」の審決にちがいません。

(弁理士 永露 祥生)

<2020年12月1日>